

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年8月8日 12時00分ごろ
発生場所	沖縄県金武町伊芸海浜公園南方沖 金武中城港金武火力発電シーバース灯から真方位250° 2.1海里付近 (概位 北緯26°25.6′ 東経127°53.0′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年8月9日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3.27m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約8.2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、水温 約29℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び親族1人（以下「同乗者」という。）が乗り、同乗者が船首部の座席に、操縦者が船尾部の座席にそれぞれ腰を掛け、伊芸海浜公園南方沖で錨泊し、釣りを開始した。</p> <p>本船は、風が強くなり、操縦者が、釣りをやめて帰港しようと思いい、錨索を船首部から船尾部に移動して巻いていたところ、船尾から繰り返し海水が打ち込んで滞留し、転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、海中に投げ出されたものの、転覆した船体を元の状態に戻して船縁に掴まり、同乗者が防水型の携帯電話を使用して海上保安庁に救助を要請し、本事故の発生を知った船舶によって救助された後、消防衛生組合のゴムボートに移乗して沖縄県金武湾港金武地区に運ばれた。</p> <p>本船は、操縦者及び同乗者を救助した船舶により金武湾港金武地区にえい航された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、材質がポリプロピレンで、定員が3人であり、最大搭載重量は約266kgであった。</p> <p>本船は、出力約1.47kWの船外機を搭載し、本事故当時、水面から船尾部の船縁までの高さが約30cmであった。</p> <p>操縦者は、本事故当時、釣り道具を船体の前部に置いていたので、錨索を船尾部に移した。</p>

	操縦者は、本船への乗船が月に約1～2回あり、本事故発生場所付近での釣りを行った経験が約20～30回あった。
<b>分析</b>	本船は、船尾から繰り返して海水が打ち込んだことから、船内に海水が滞留して転覆したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、船尾から繰り返して海水が打ち込んだため、船内に海水が滞留して転覆したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートは、風波の影響を受けやすいので、平穏な海域で運航すること。